



寺山区で行われた刃物研ぎボランティア活動



高之口区で行われた刃物研ぎボランティア活動

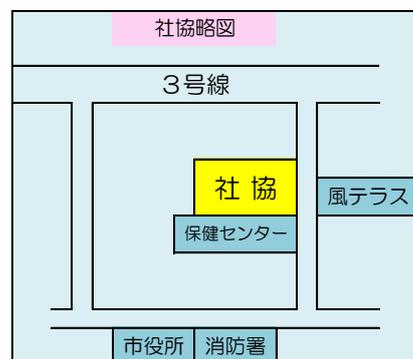
刃物研ぎボランティア（ちょこっと世話やしき隊）

一人暮らしの高齢女性の方から「普段使っている包丁の切れ味が悪くなった。包丁を研いでもらいたい」との声から企画しました。隊員は、9～10月に行われました「ボランティアグループ養成講座」の受講者の方々や、地域の有志の方々に、「少しでも地域の方のお役に立てれば」と、活動に賛同してくださいました。

令和3年4月阿久根市社会福祉協議会 発行

この広報誌は共同募金会からの配分金で作成しています。

〒899-1626 阿久根市鶴見町 167 番地
TEL 0996-72-3800
FAX 0996-72-3803
MAIL fukushi@akuneshakyo.or.jp



令和3年度 事業計画

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。地域に暮らす皆さま、区長、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者ボランティア、保健・医療・教育関係機関などの参加・協力のもと、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指して、さまざまな地域福祉事業や介護事業などを行っています。また、新型コロナウイルス感染症に伴う地域交流の希薄化に対し、新生活様式を取り入れた安心安全な地域福祉活動の再構築を進めます。

主 な 事 業



『ボランティアグループ養成講座』

【地域福祉事業】

- ・総合相談事業
- ・ボランティアセンター運営事業
- ・地域における共助の基盤づくり事業
- ・高齢者元気度アップ・ポイント事業
- ・高齢者地域支え合いグループポイント事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・「福祉のつどい」の開催
- ・広報活動
- ・子育て支援事業（児童クラブ等）

【自立生活支援事業】

- ・福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・法外援護資金貸付事業
- ・罹災世帯（火災・自然災害等）支援事業
- ・行路人支援事業

【日本赤十字社鹿児島県支部阿久根市地区】

- ・災害時の救援物資の備蓄と支給
- ・災害時救護活動
- ・義援金・救援金の受付
- ・会員募集活動

【阿久根市共同募金委員会】

- ・赤い羽根共同募金活動
- ・歳末たすけ合い募金活動

【北薩地区社会福祉協議会連絡協議会】



『ドライブサロン（買い物支援）活動』



『小学生の福祉体験学習』（脇本小学校）

【介護保険事業】

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴介護事業

【関係機関・団体との連携強化】

- ・阿久根護国神社奉賛会
- ・阿久根市遺族会
- ・阿久根市民生委員・児童委員協議会
- ・阿久根市身体障害者福祉協議会

令和3年度 会計予算

社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会 令和3年度 資金収支計算書予算【法人全体】

(収入)		単位:千円
勘定科目(大区分)	金額	
会費収入	2,113	
寄附金収入	2,200	
経常経費補助金収入	13,046	
受託金収入	88,801	
貸付事業収入	832	
事業収入	7,009	
介護保険事業収入	85,878	
障害福祉サービス等収入	1,639	
受取利息配当金収入	18	
その他の収入	175	
サービス区分間繰入金収入	3	
前期末支払資金残高	71,112	
収入合計①	272,826	

(支出)		単位:千円
勘定科目(大区分)	金額	
人件費支出	161,352	
事業費支出	24,769	
事務費支出	14,026	
貸付事業支出	830	
分担金支出	50	
助成金支出	1,298	
固定資産取得支出	250	
サービス区分間繰入金支出	3	
その他の活動による支出	1,669	
予備費	994	
支出合計②	205,241	
当期末支払資金残高①-②=③	67,585	
②+③	272,826	

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和3年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額・年間保険料(1名あたり)

保険金の種類	プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術 入院中の手術	65,000円	
	保険金 外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円	
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)	
	年間保険料	350円	500円

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

商品/フレットは
コチラ

(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

(引当料者) 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(GJ20-12302 2020.12.28作成)

5月は日本赤十字の強化月間です！

・日本赤十字社って？

赤十字社は「いのちを救う」「せいかつを支える」「ひとを育てる」ため、幅広い支援を行っている世界的組織で、日本赤十字社はその日本支部です。



赤十字マーク

・日本赤十字社の「会員」って？

皆様から頂く会費や寄付によって日本赤十字社の活動は支えられています。500円以上の会費を納めてくださった方を「一般会員」、2,000円以上の社費を納めてくださった方を「応能（おうのう）会員」と呼びます。



会員

・「会費」はどう納めるの？

毎年5月に各区の区長さんなどが阿久根市内の各家庭を訪問して会費を取りまとめてくださり、会費をくださった方へ領収証と会員之証のシールを渡してくださっています。阿久根市社会福祉協議会の事務所でも受け付けています。



シール

・「会費」はどう役立つの？

日本赤十字社は、

・国内で災害が発生した際の救護 ・救急法の講習 ・献血事業 ・看護師等の教育など、様々な活動を行っています。

九州においては、毎年自然災害で甚大な被害を受けており、災害発生直後から日本赤十字社本部や支部から赤十字救護班を被災地へ派遣し皆さまからの日赤へのご寄付や、救援物資（毛布やタオルケット等）を被災地へお届けするなどの活動を行いました。

今後もこのような事態に迅速に対応出来るよう、平時から災害を想定した各種救護訓練の実施や、災害救護設備の整備、被災された方々への災害救援物資の配分などを行っています。

阿久根市内においては、令和2年度に全焼が発生した世帯に対して、災害救援物資として、日本赤十字社から毛布、緊急セット、見舞品セット、タオルケット、ブルーシートを支給しました。



毛布



タオルケット



赤十字だより

1月22日(金)に日本赤十字社鹿児島県支部より、永年にわたる多額の社資協力に対し、銀色有功章が脇本病院に贈られ、阿久根市地区長の西平良将市長より手渡されました。

(有功章を手にする脇本病院の松元寛仁院長と西平市長)





刃物研ぎボランティアの様子



「ちよこっと世話やき隊」は、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を、地域で見守り、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせる、共助の「地域づくり」を推進するため、令和三年一月に発足しました。

また、シニアの方々が長年培った知識や経験を活かすことによって、定年を迎えた後の生きがいづくりや、社会参加へのきっかけにも繋がるのが期待されます。

現在、隊員は二十五名です。最高齢は八十七歳の方ですが、大工仕事や、刃物研ぎ、草払いなどで大活躍されています。

初の任務は、二月二十四日の刃物研ぎボランティアでした。（表紙掲載）寺山住宅の中央付近の広場にテントを建て、地域の方々が気軽に利用できるようにしました。

天気も良く、研ぎ終わるまで会話を楽し



お風呂の清掃を担う隊員さん

みながら待たれている利用者の方もいらっしゃいました。「主人が亡くなつてから、研ぐことができなかった。交通手段もないのでとても助かりました」「切れ味が戻って、料理が楽しくなりました」などの利用者からの声に、隊員の方々も、「初めての取り組みで少し緊張しましたが、喜んでもらえてとても嬉しいです」「このような取り組みを通して、助け合いの輪が広がればいいなあと思います」とおっしゃっていました。

コロナ禍により、日常生活の中で、人が集まり顔を会わせて交流することが制限され、「社会的なつながり」も希薄化せざるを得ない状況にあります。

そのため身体的、精神的ストレスに加え、高齢者の集こもりなど福祉ニーズの深刻化が懸念されます。ですが、厳しい状況であるからこそ、困っている方々の力になりたいと思う方々も増えてきています。こんな時だからこそ、『互助の精神』で一緒に苦境を乗り越えましょう！

協力隊員募集！

皆さんのお知り合いで、助けあい活動、ボランティアに興味のある方、これまでの知識や経験を地域で活かしたいという方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。特別な資格、経験は必要ありません。

世話やき隊Q&A

Q 住民による助け合いの活動なのに、なぜ有償？

A 無償のサービス提供では、利用者側も遠慮やそれ以上の御礼をしようすることが多く、頼む人も頼まれる人も気兼ねなく、円滑に活動ができるようにするためです。

みんなでボランティアがんばったよ



西目児童クラブ

市内にある児童クラブの子どもたちが、県社会福祉協議会が主催する「児童・生徒のふれあいボランティア活動事業」に参加し、公園のゴミ拾い等のボランティア活動を行い、ボランティア認定証を受け取りました。参加した皆さんは「また次も参加したい！」と笑顔で話してくれました。

ご寄付ありがとうございます！



当日は、鹿児島相互信用金庫阿久根支店の竹下正一郎支店長さまより、本会の西田会長に「地域福祉事業に役立てて下さい」と目録が渡されました。

頂いたご寄付を財源にして、本市の地域福祉推進を進めてまいります。

誠にありがとうございました。

2月18日(木)に鹿児島相互信用金庫阿久根支店より、寄付金の寄贈を頂きました。

これは鹿児島相互信用金庫創立90周年にあたり、「地域の社会福祉活動の推進に役立てて欲しい」とのご意向で、社会福祉協議会にご寄付頂いたものです。



令和3年度ボランティア活動支援助成金申請のお知らせ

阿久根市内でボランティア活動を行っている団体やグループを対象に、**令和2年度赤い羽根共同募金**による社協活動費から「ボランティア活動支援助成金」を交付します。

<助成対象>

- ・民間任意団体及びボランティア団体等
- ・子育て支援の活動団体等
- ・高齢者サロンの活動団体等

申込期間…令和3年5月24日(月)～6月4日(金)まで

※申請書は阿久根市社会福祉協議会にご用意しています。

詳しくは☎72-3800までお問い合わせください。担当：地域福祉係

新型コロナウイルス感染症の影響で

収入が減少し、今もなお生活が困窮している皆さまへ

緊急小口資金

貸付上限額
20万円以内

総合支援資金

貸付上限額
最大60万円以内

貸付期間が更に延長（令和3年6月末）になりました。

詳しくは阿久根市社会福祉協議会まで お気軽にお問い合わせください。

65歳以上の皆さん、令和3年度の 元気度アップポイント事業の手帳を作いませんか？

★65歳以上の方の健康づくりや社会参加活動に対して、商品券に交換できるポイントを差し上げることで、65歳以上の方々の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図る事業です。

社会福祉協議会
に申請し手帳を
作成



対象活動に参加
しポイントをた
める



10月又は2月に手帳
を提出し商品券へ
の交換申請をする



商品券を受け取
り期限内に使用
する

※登録には介護保険被保険者証の
番号 10ケタと印鑑が必要になります。



注：印影が不明瞭な場合は再度押印をお願いする場合がありますのでしっかり押印してください。（スタンプ式不可）
注：申請書の記入に修正液や修正テープの使用はお控え下さい。（_____は特にご注意下さい！）
注：ポイント手帳やポイントシールへの活動・日付等の個人記入はお控え下さい。

★阿久根市が指定した以下の活動がポイントの対象となります

○健康診査や健康講座

- ・特定健診（団体健診）
- ・生涯学習講座
- ・認知症予防や介護予防教室
- ・いきいきサロン（要登録）
- ・グラウンド・ゴルフ（要登録）
- ※月に2ポイントが上限
- ・ころばん体操（要登録）
- ・ひまわり教室

○地域貢献活動（団体活動）

- ・花壇、道路などの美化清掃
※個人や区の清掃は該当しません。
（要団体登録）
- ※鬼火焚きといった区の行事や、
区の会合、宗教行事への参加は
該当しません。
- ・さわやかクラブの活動
- ・高齢者学級の活動
※月謝が発生している
自主講座は該当しません。

○各介護保険施設等ボランティア

- ・施設への慰問活動
- ・施設内の清掃
- ・施設行事などの参加支援
- ※各施設にてスタンプを
押してもらえますので
活動時はポイント手帳
を持参してください。

★令和2年度のポイント手帳とポイント交換申出書を

令和3年2月中に提出した方を対象に、たまったポイント数に応じた金額の商品券を、令和3年4月以降に配布いたします。

商品券の受け取りには印鑑が必要ですので、必ずハンコ（スタンプ式不可）をご持参の上、阿久根市社会福祉協議会へお越しください。

商品券を受け取りにお越しの際、令和3年度のポイント手帳の申請も一緒に行えます。

★介護保険被保険者証とハンコが必要です。

商品券交換	必要ポイント数
2,000 円分	20 ポイント
3,000 円分	30 ポイント
4,000 円分	40 ポイント
5,000 円分	50 ポイント

※ポイント手帳とポイント交換申出書を提出されなかった方の商品券の配布は出来ませんが、10ポイントを上限として令和3年度にポイントを繰り越せる場合があります。

令和2年度の手帳の返却はありません。

その他、グループ活動での申し込みのことなど、詳しくは阿久根市社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。

TEL (0996) 72-3800

担当 地域福祉係 川原・高野